

## 川崎市告示第134号

計量法（平成4年法律第51号）第21条第2項の規定に基づき、定期検査を行う区域、検査対象となる特定計量器、実施の期日（検査期間）、検査場所及び指定定期検査機関の名称を、次のとおり告示します。

令和8年3月18日

川崎市長 福田紀彦

定期検査 を行う区域	高津区、宮前区、多摩区、麻生区
対象となる 特定計量器	計量法施行令第10条第1項第1号で定める 非自動はかり、分銅及びおもり
検査期間	令和8年4月18日から令和9年3月31日まで ただし、川崎市の休日を定める条例（平成元年川崎市条例第16号） 第1条第1項に規定する市の休日を除く
検査場所	特定計量器の所在の場所及び公益社団法人神奈川県計量協会（神奈川県 横浜市神奈川区浦島丘4）
指定定期 検査機関 の名称	公益社団法人神奈川県計量協会